

(別紙様式2)

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 岡山県
農業委員会名： 奈義町農業委員会

I 法令事務(遊休農地に関する措置)

1 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,197ha	18.0ha	1.50%
課 題	地形、水利等の条件が不利な地域に存在するケースが多い。景観作物などその解消方法及び再生等に向けた対策方法を事案ごとに検討することが必要である。		

2 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	遊休農地の解消面積 0.5 ha			
	目標案設定の考え方:前年度の農地パトロールの結果を踏まえ、遊休農地面積の約3%程度とした。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		6月～12月	14 人	12月
	調査方法	①担当地域における日常的な巡回を実施。 ②普段目の届かない場所へも意識しながら巡回を実施。 ③事務局も地域へ出る際は意識を持って巡視。 ④農業委員と事務局間における情報の共有や交換を推進。 ⑤解消へ向けた相談や指導を案件ごとに実施。		
遊休農地への指導				

3 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	意見なし
活動計画案に対する意見等	意見なし

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.5 ha			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		6月～12月	14 人	12月
	調査方法	①担当地域における日常的な巡回を実施。 ②普段目の届かない場所へも意識しながら巡回を実施。 ③事務局も地域へ出る際は意識を持って巡視。 ④農業委員と事務局間における情報の共有や交換を推進。 ⑤解消へ向けた相談や指導を案件ごとに実施。		
遊休農地への指導	実施時期:12月～3月			

Ⅱ 促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	農家数	597戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	77戸	56経営	1法人	0団体
	農業生産法人数	10法人			
課 題	地域の農地は地域で守ることが基本であることから、各地域で数年先の将来を見据え、地域の担い手となる経営体の確保、人・農地プランによる計画的な農地集積を図っていくことが重要となってくる。地域の農地の受け皿となるべき集落営農組織の設立を引き続き推進していき、担い手や地域の農業者の役割分担を明確にし、各種制度を活用して持続可能な力強い農業経営を強化・サポートしていく体制づくりが必要である。				

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 案	2経営	－ 法人	－ 団体
	目標案設定の考え方:まちづくり総合計画に基づき目標を設定する。		
活動計画案	人・農地プランの中心経営体となっている者で、まだ認定農業者となっていない人を中心に、制度の普及啓発を行い、確保していく。	－	－

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	意見なし
活動計画案に対する意見等	意見なし

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標	2経営	－ 法人	－ 団体
活動計画	人・農地プランの中心経営体となっている者で、まだ認定農業者となっていない人を中心に、制度の普及啓発を行い、確保していく。	－	－

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		1,197ha	263.9ha
課 題	農業者の高齢化、後継者不足により担い手等への耕作依頼が増加している。 将来を見据え、担い手への農地集積を効率的に行うべく、人・農地プランの活用、各種制度の普及推進を図る必要がある。		

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 5 ha
	目標案設定の考え方: 前年度実績を踏まえ、農地面積の0.5%程度を目標値とする
活動計画案	○平成27年4月～平成28年3月(毎月) 農用地利用集積計画の審査 ○平成27年4月～平成28年3月(毎月) 農業経営基盤強化法による利用権設定制度・農地集積等に関する新規事業等を農業者に周知、積極的な利用の推進を図る。 集落営農組織・担い手等への農地利用集積の斡旋。

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	意見なし
活動計画案に対する意見等	意見なし

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 5 ha
活動計画	○平成27年4月～平成28年3月(毎月) 農用地利用集積計画の審査 ○平成27年4月～平成28年3月(毎月) 農業経営基盤強化法による利用権設定制度・農地集積等に関する新規事業等を農業者に周知、積極的な利用の推進を図る。 集落営農組織・担い手等への農地利用集積の斡旋。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	1,197ha	0.62ha	0.051%
課 題	農地を転用する場合には、農地法による許可が必要であることを、農業者はもとより、広く町民に対して周知を行うとともに、山間部など普段目の届かない地域へもパトロールを強化して行うなど細やかな実施に努め、日常的な活動においても巡視活動を徹底し、普及啓発を行い未然に発生を防止することが必要である。		

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の解消面積	0.3ha
	目標案設定の考え方:違法状態の解消	
活動計画案	○転用事業者に対し、違反是正の意向等の聴き取りを行うとともに、追認許可など速やかに必要な措置を講じ、違法状態を解消するよう指導する。 ○違反転用の発生防止に向けた取組 6月～12月 農地パトロール	

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	意見なし
活動計画案に対する意見等	意見なし

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

目 標	違反転用の解消面積	0.3ha
活動計画	○転用事業者に対し、違反是正の意向等の聴き取りを行うとともに、追認許可など速やかに必要な措置を講じ、違法状態を解消するよう指導する。 ○違反転用の発生防止に向けた取組 6月～12月 農地パトロール	